

# あきる野市指定小規模多機能型居宅介護事業者に対する指導監査に関する基準

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価
第1 基本方針	(1) 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	1 利用者は自立した生活が営めるようになっていくか。	法第78条の3第1項 市条例第81条 解釈通知第3の四の1	1 自立した生活を営めない。	C
第2 人員に関する基準					
1 従業者の員数等	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所並びに当該本体事業所に係る他のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及びサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。ただし、利用者の数は、前年度の平均値として、新規に指定を受ける場合は、推定数による。  (2) (1)の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。  (3) (1)の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。ただし、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。	1 夜間及び深夜の時間帯以外の介護従業者の員数は、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。  2 訪問サービスについては、その提供に当たる介護従業者を1以上配置しているか。  3 夜間及び深夜の時間帯に、宿泊サービスを提供する場合は、夜勤を行う介護従業者を1以上配置しているか。  4 夜間及び深夜の時間帯を通じて訪問サービスが提供できる体制の確保又は宿直を1以上配置しているか。	法第78条の4第1項、第2項 市条例第82条第1項、第2項 解釈通知第3の四の2(1)	1 夜間及び深夜の時間帯以外に必要な介護従業者を配置していない。  2 訪問サービスに必要な介護従業者を配置していない。  3 宿泊サービスを提供するために必要な夜勤を行う介護従業者を配置していない。  4 訪問サービスが提供できる体制の確保又は宿直を配置していない。	C  C  C  C
		1 常勤の従業者を1以上配置しているか。	市条例第82条第3項 解釈通知第3の四の2(1)	1 常勤の従業者を配置していない。	C
		1 看護師又は准看護師を1以上配置しているか。	市条例第82条第4項、第9項 解釈通知第3の四の2(1)	1 看護師又は准看護師を配置していない。	C

<p>(4) 宿泊サービス(登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、(1)の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>	<p>1 夜間及び深夜の時間帯を通じて登録者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているか。</p>	<p>市条例第82条第5項 解釈通知第3の四の2(1)</p>	<p>1 訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備していない。</p>	<p>C</p>						
<p>(5) 次の表の左欄に掲げる場合において、(1)から(4)に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>1 併設又は同一敷地内にある表の中欄に掲げる施設等以外の職務に従事させていないか。</p>	<p>市条例第82条第6項 解釈通知第3の四の2(1)</p>	<p>1 兼務できない職務に従事させている。</p>	<p>C</p>						
<table border="1" data-bbox="387 544 1207 863"> <tr> <td data-bbox="387 544 607 738"> <p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p> </td> <td data-bbox="607 544 1086 738"> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院</p> </td> <td data-bbox="1086 544 1207 738"> <p>介護職員</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 738 607 863"> <p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p> </td> <td data-bbox="607 738 1086 863"> <p>(4)中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所</p> </td> <td data-bbox="1086 738 1207 863"> <p>看護師又は 准看護師</p> </td> </tr> </table>	<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>	<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>(4)中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>看護師又は 准看護師</p>	<p>1 本体事業所の職員によりサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われているか。</p>	<p>市条例第82条第7項 解釈通知第3の四の2(1)</p>	<p>1 登録者の処遇が適切に行われていない。</p>	<p>C</p>
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>								
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>(4)中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>看護師又は 准看護師</p>								
<p>(6) (1)の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>	<p>1 本体事業所の職員によりサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われているか。</p>	<p>市条例第82条第8項 解釈通知第3の四の2(1)</p>	<p>1 登録者の処遇が適切に行われていない。</p>	<p>C</p>						
<p>(7) (1)の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>	<p>1 本体事業所の職員によりサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われているか。</p>	<p>市条例第82条第8項 解釈通知第3の四の2(1)</p>	<p>1 登録者の処遇が適切に行われていない。</p>	<p>C</p>						

	<p>(8) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する(5)の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>1 小規模多機能型居宅介護計画等の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置しているか。</p>	<p>市条例第82条第10項 解釈通知第3の四の2(1)</p>	<p>1 専従の介護支援専門員を配置していない。</p>	<p>C</p>
	<p>(9) (8)の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(以下「研修修了者」という。)でなければならない。 ※別に厚生労働大臣が定める研修は、小規模多機能型居宅介護計画作成担当者研修をいう。</p>	<p>1 介護支援専門員は研修修了者か。</p>	<p>市条例第82条第11項 解釈通知第3の四の2(1) 平24年厚労告113</p>	<p>1 介護支援専門員が研修修了者ではない。</p>	<p>C</p>
	<p>(10) (8)の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する研修修了者を置くことができる。</p>	<p>1 サテライト事業所に介護支援専門員に代えて研修修了者を配置する場合、本体事業者の介護支援専門員により居宅サービス計画の作成が適切に行われているか。</p>	<p>市条例第82条第12項 解釈通知第3の四の2(1)</p>	<p>1 居宅サービス計画の作成が適切に行われていない。</p>	<p>C</p>
	<p>(11) 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1)から(10)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>1 介護予防サービスの人員基準を満たしているか。</p>	<p>市条例第82条第13項 解釈通知第3の四の2(1)</p>	<p>1 介護予防サービスの人員基準を満たしていない。</p>	<p>C</p>
2 管理者	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する「1 従業者の員数等」(5)の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは介護予防・日常生活支援総合事業(第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。</p>	<p>1 常勤の管理者を置いているか。 2 不適切な兼務をしていないか。</p>	<p>市条例第83条第1項 解釈通知第3の四の2(2)</p>	<p>1 常勤の管理者を置いていない。 2 不適切な兼務をしている。</p>	<p>C C</p>
	<p>(2) (1)及び市条例第192条第1項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p>	<p>1 管理上支障がない場合に本体事業所の管理者を充てているか。</p>	<p>市条例第83条2項 解釈通知第3の四の2(2)</p>	<p>1 管理上支障がある。</p>	<p>C</p>

3 代表者	<p>(3) (1)及び(2)の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 ※別に厚生労働大臣が定める研修は、認知症対応型サービス事業者管理者研修をいう。</p>	1 管理者は必要な経験を有しており、研修を修了しているか。	市条例第83条第3項 解釈通知第3の四の2(2) 平24年厚労告113	1 必要な経験を有していない。 2 必要な研修を修了していない。	C C								
第3 設備に関する基準	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 ※別に厚生労働大臣が定める研修は認知症対応型サービス事業開設者研修をいう。</p>	1 代表者は必要な経験を有しており、研修を修了しているか。	市条例第84条第1項 解釈通知第3の四の2(3) 平24年厚労告113	1 必要な経験を有していない。 2 必要な研修を修了していない。	C C								
1 登録定員及び利用定員	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。</p>	1 事業所の登録定員は29人以下であるか。	市条例第85条第1項 解釈通知第3の四の3(1)①	1 登録定員が29人を超えている。	C								
	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。)を定めるものとする。</p> <p>ア 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)まで</p> <table border="1" data-bbox="616 1085 1079 1249"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)まで</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	1 事業所の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めているか。	市条例第85条第2項 解釈通知第3の四の3(1)②、③	1 利用定員を定めていない。	C
登録定員	利用定員												
26人又は27人	16人												
28人	17人												
29人	18人												

2 設備及び備品等	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	1 サービス提供に必要な設備や備品等を備えているか。	市条例第86条第1項 解釈通知第3の四の3(2)	1 設備や備品等を備えていない。	C
	(2) (1)に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 ア 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること イ 宿泊室 (ア) (1)の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする ことができるものとする。 (イ) (1)の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。 (ウ) (ア)及び(イ)を満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 (エ) プライバシーが確保された居間については、(ウ)の個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。	1 設備基準を満たしているか。	市条例第86条第2項 解釈通知第3の四の3(2)	2 設備や備品等が不十分である。	B
	(3) (1)に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	1 設備は専ら事業の用に供するものであるか。	市条例第86条第3項 解釈通知第3の四の3(2)	1 設備基準を満たしていない。	C
	(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	1 住宅地等と同程度に利用者家族等との交流の機会が確保される地域にあるか。	市条例第86条第4項 解釈通知第3の四の3(2)	2 広さ又はプライバシーの確保が不十分である。	B
	(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(4)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	1 指定地域密着型介護予防サービスの設備基準を満たしているか。	市条例第86条第5項	1 設備が専ら事業の用に供するものではない。	C
			2 設備が専ら事業の用に供するには不十分である。	B	
			1 交流の機会が確保される地域にない。	C	
			1 指定地域密着型介護予防サービスの設備基準を満たしていない。	C	

<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)の規定による文書の交付に代えて、(4)で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。  ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(ア)は(イ)に掲げるもの  (ア) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  (イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)  イ 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  ※「電子情報処理組織」とは、指定小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>(3) (2)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  ア (2)に規定する方法のうち指定小規模多機能型居宅介護事業者が使用するもの  イ ファイルへの記録の方式</p>	<p>1 利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。</p> <p>2 交付する文書は、記載内容に不備又は不適切な事項はないか。</p> <p>1 利用申込者等から申出があった場合に、承諾を得て、電磁的方法による提供をしているか。</p> <p>1 事業者が提供する電磁的方法は、利用申込者等がファイルへの記録を出力することで文書を作成できるものであるか。</p> <p>1 電磁的方法の種類及び内容を示し、利用申込者等から文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p>	<p>市条例第108条(第9条第1項準用) 解釈通知第3の四の4(23)(第3の一の4(2)準用)</p> <p>市条例第108条(第9条第2項、第4項準用)</p> <p>市条例第108条(第9条第3項準用)</p> <p>市条例第108条(第9条第5項準用)</p>	<p>1 交付していない。</p> <p>2 説明を行っていない。</p> <p>3 同意を得ていない。</p> <p>4 不備又は不適切な事項がある。</p> <p>1 承諾を得ずに、電磁的方法による提供をしている。</p> <p>1 文書を作成できない。</p> <p>1 承諾を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--------------------	--	---	---	--	--

	<p>(5) (4)の規定による承諾を得た指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(4)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>1 電磁的方法による提供を希望しない申出のあった利用者等に対し、電磁的方法による提供を行っていないか。</p>	<p>市条例第108条 (第9条第6項準用)</p>	<p>1 利用者等の希望に沿って重要事項の提供を行っていない。</p>	<p>C</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、正当な理由なく指定小規模多機能型居宅介護の提供を拒んではならない。</p>	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。</p>	<p>市条例第108条 (第10条準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(3)準用)</p>	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいる。</p>	<p>C</p>
<p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>1 利用者に対し適切なサービス提供が困難である場合、他事業所への連絡、紹介、その他必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例第108条 (第11条準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(4)準用)</p>	<p>1 他事業所への連絡、紹介、その他必要な措置を講じていない。</p>	<p>C</p>
<p>4 受給資格等の確認</p>	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p>	<p>1 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格等を確認しているか。</p>	<p>市条例第108条 (第12条第1項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(5)①準用)</p>	<p>1 被保険者資格等を確認していない。</p>	<p>C</p>
	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定小規模多機能型居宅介護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>1 認定審査会意見を配慮し、サービスの提供に努めているか。</p>	<p>市条例第108条 (第12条第2項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(5)②準用)</p>	<p>1 認定審査会意見を配慮し、サービスの提供に努めていない。</p>	<p>B</p>
<p>5 要介護認定の申請に係る援助</p>	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>1 サービスの提供に際し、利用申込者の要介護認定の申請を確認しているか。</p> <p>2 申請が行われていない利用者に対して必要な援助を行っているか。</p>	<p>市条例第108条 (第13条第1項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(6)①準用)</p> <p>市条例第108条 (第13条第2項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(6)②準用)</p>	<p>1 要介護認定の申請を確認していない。</p> <p>2 必要な援助を行っていない。</p> <p>1 必要な援助を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

6 心身の状況等の把握	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下同じ。)が開催するサービス担当者会議等(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	1 サービス提供に当たって、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めているか。	市条例第87条 解釈通知第3の四の4(1)	1 利用者の心身の状況等の把握に努めていない。	B
7 居宅サービス事業者等との連携	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。  (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。  (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	1 サービス提供に当たって、他の事業者と連携に努めているか。  1 サービス提供に当たって、主治の医師との連携に努めているか。  1 サービス提供の終了の際に、利用者等に適切な指導を行い、他の事業者への情報提供及び密接な連携に努めているか。	市条例第88条第1項 解釈通知第3の四の4(2)  市条例第88条第2項  市条例第88条第3項	1 他の事業者と連携に努めていない。  1 主治の医師との連携に努めていない。  1 利用者等に適切な指導を行い、他の事業者への情報提供及び密接な連携に努めていない。	B  B  B
8 身分を証する書類の携行	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 なお、証書等には、事業所の名称、当該従業者の氏名の記載をするものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	1 訪問サービスの提供にあたる従業者に身分証を携帯させ、初回訪問時等にこれを提示すべき旨を指導しているか。	市条例第89条 解釈通知第3の四の4(3)	1 身分証を携帯させていない。  2 身分証を提示すべき旨を指導していない。  3 身分証を携帯させ、提示すべき旨を指導しているが不十分。	C  C  B
9 サービスの提供の記録	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該指定小規模多機能型居宅介護の提供日及び内容、当該指定小規模多機能型居宅介護について法第42条の2第6項の規定により利用者により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ※これに準ずる書面とはサービス利用票等である。	1 サービスを提供した際に、サービスの提供日や内容等を居宅サービス計画書等に記載しているか。	市条例第108条 (第20条第1項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(12)①準用)	1 居宅サービス計画書等必要事項を記載していない。  2 居宅サービス計画書等必要事項を記載しているが不十分。	C  B



10 利用料等の受領	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。  ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  イ 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額  ウ 食事の提供に要する費用  エ 宿泊に要する費用  オ おむつ代  カ アからオに掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められる費用  ※ウ及びエに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。  ※別に厚生労働大臣が定めるところは「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)」</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 具体的なサービス内容等を記録し、利用者からの申出があった場合、文書の交付等の適切な方法で利用者提供しているか。</p> <p>1 法定代理受領サービスを利用の場合、利用者から負担すべき額の支払を受けているか。</p> <p>1 法定代理受領サービスに該当しない場合、利用料と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</p> <p>1 利用者負担に相当と認められる費用の額の支払を受けていないか。  2 費用区分を明確にした領収書を交付しているか。</p> <p>1 利用者負担によるサービス内容及び費用の説明を行い、あらかじめ利用者等から同意を得ているか。</p>	<p>市条例第108条 (第20条第2項準用)  解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(12)②準用)</p> <p>市条例第90条第1項  解釈通知第3の四の4(4)①</p> <p>市条例第90条第2項  解釈通知第3の四の4(4)①</p> <p>市条例第90条第3項、第4項  解釈通知第3の四の4(4)②</p> <p>市条例第90条第5項  解釈通知第3の四の4(4)①</p>	<p>1 具体的なサービス内容等を記録していない。  2 具体的なサービス内容等を記録しているが不十分。  3 適切な方法で利用者提供していない。</p> <p>1 利用者が負担すべき額以上の支払を受けている。</p> <p>1 利用料と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じている。</p> <p>1 費用の支払を受けている。  2 領収書を交付していない。</p> <p>1 説明を行っていない。  2 同意を得ていない。</p>	<p>C  B  C  C  C  C  C  C  C</p>
------------	--	---	---	--	--

11 保険給付の請求のための証明書の交付	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	1 利用者にサービスの内容等を記載したサービス提供証明書を交付しているか。	市条例第108条 (第22条準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(14)準用)	1 サービス提供証明書を交付していない。	C
12 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	(1) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。	1 利用者の要介護状態の軽減等の目標を設定し、計画的にサービスを提供しているか。	市条例第91条第1号	1 計画的にサービスを提供していない。	C
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	1 サービスの質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図っているか。	市条例第91条第2号	1 評価を行っていない。 2 公表していない。 3 改善していない。	C C C
13 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	指定小規模多機能型居宅介護の方針は、(1)から(8)に掲げるところによるものとする。	1 利用者の心身の状況等に応じて様々なサービスを組み合わせ、適切なサービス提供を行っているか。	市条例第92条第1号 解釈通知第3の四の4(5)①	1 適切なサービス提供を行っていない。	C
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。	1 サービスは、日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。	市条例第92条第2号 解釈通知第3の四の4(5)①	1 配慮して行われていない。	C
	(3) 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。	1 サービスの提供は、小規模多機能型居宅介護計画に基づき行われているか。	市条例第92条第3号 解釈通知第3の四の4(5)①	1 小規模多機能型居宅介護計画に基づいていない。	C
	(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 ※「サービス提供等」とは、小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等を含むものである。	1 利用者又はその家族に対し、サービス提供等について、理解しやすいように説明を行っているか。	市条例第92条第4号 解釈通知第3の四の4(5)②	1 説明を行っていない。 2 説明を行っているが不十分。	C B

	<p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(5)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。 ※「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね3分の1以下が目安となる。</p> <p>(8) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 ※「適切なサービス」とは、1の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安となる。</p>	<p>1 サービス提供に当たっては、身体的拘束等を行っていないか。</p> <p>1 身体的拘束等に関して、必要な記録をしているか。</p> <p>1 通いサービスの利用者が登録定員のおおむね3分の1以下が続いていないか。</p> <p>1 登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。</p>	<p>市条例第92条第5号 解釈通知第3の四の4(5)③</p> <p>市条例第92条第6号 解釈通知第3の四の4(5)③</p> <p>市条例第92条第7号 解釈通知第3の四の4(5)④</p> <p>市条例第92条第8号 解釈通知第3の四の4(5)⑤</p>	<p>1 身体的拘束等を行っている。</p> <p>1 必要な記録をしていない。 2 必要な記録をしているが不十分。</p> <p>1 通いサービスの利用者が登録定員のおおむね3分の1以下が続いている。</p> <p>1 登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
14 居宅サービス計画の作成	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(2) 介護支援専門員は、(1)に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年3月26日条例第1号)第15条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。</p>	<p>1 管理者は、介護支援専門員に登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>1 居宅サービス計画の作成は、具体的取扱方針に沿って適正に行っているか。</p>	<p>市条例第93条第1号 解釈通知第3の四の4(6)</p> <p>市条例第93条第2号 解釈通知第3の四の4(6)</p>	<p>1 居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていない。</p> <p>1 具体的取扱方針に沿って適正に行っていない。 2 具体的取扱方針に沿って適正に行っているが不十分。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
15 法定代理受領サービスに係る報告	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市(審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合)にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書(給付管理票)を提出しなければならない。</p>	<p>1 市に法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。</p>	<p>市条例第94条 解釈通知第3の四の4(7)</p>	<p>1 文書を提出していない。</p>	<p>C</p>

16 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。	1 登録者が希望した場合等に居宅サービス計画や実施状況等に関する書類の交付を行っているか。	市条例第95条 解釈通知第3の四の4(8)	1 居宅サービス計画や実施状況等に関する書類の交付を行っていない。	C
17 小規模多機能型居宅介護計画の作成	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下同じ。)に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	1 管理者は、介護支援専門員に小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させているか。	市条例第96条第1項 解釈通知第3の四の4(9)①	1 小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていない。	C
	(2) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 ※「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものである。	1 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めているか。	市条例第96条第2項 解釈通知第3の四の4(9)②	1 利用者の多様な活動が確保されるよう努めていない。	B
	(3) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。	1 介護支援専門員は、利用者の心身の状況等を踏まえ、他の従業者と協議の上、具体的な内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成し、適切な介護を提供しているか。	市条例第96条第3項 解釈通知第3の四の4(9)③	1 心身の状況等を踏まえていない。 2 他の従業者と協議していない。	C C
	(4) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。	1 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ているか。	市条例第96条第4項 解釈通知第3の四の4(9)③	1 説明していない。 2 同意を得ていない。	C C
	(5) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。	1 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しているか。	市条例第96条第5項 解釈通知第3の四の4(9)③	1 交付していない。	C
	(6) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。	1 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。	市条例第96条第6項	1 実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行っていない。 2 必要に応じて計画の変更を行っていない。	C C
	(7) (2)から(5)までの規定は、(6)に規定する小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。	1 小規模多機能型居宅介護計画の変更について規定に沿って行っているか。	市条例第96条第7項	1 規定に沿って行っていない。	C

18 介護等	<p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。</p>	<p>1 介護は、適正な技術をもって行っているか。</p> <p>1 利用者の負担により、事業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p> <p>1 利用者の家事等は、利用者と従業者で共同で行うよう努めているか。</p>	<p>市条例第97条第1項 解釈通知第3の四の4(10)①</p> <p>市条例第97条第2項 解釈通知第3の四の4(10)②</p> <p>市条例第97条第3項 解釈通知第3の四の4(10)③</p>	<p>1 適切な技術をもって行っていない。</p> <p>1 事業者以外の者による介護を受けさせている。</p> <p>1 利用者と従業者で共同で行うよう努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
19 社会生活上の便宜の提供等	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p>	<p>1 利用者の外出の機会の確保、利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。</p> <p>1 利用者が必要な行政手続等に関して、同意を得て、代わって行っているか。</p> <p>1 利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>市条例第98条第1項 解釈通知第3の四の4(11)①</p> <p>市条例第98条第2項 解釈通知第3の四の4(11)②</p> <p>市条例第98条第3項 解釈通知第3の四の4(11)③</p>	<p>1 社会生活の継続のための支援に努めていない。</p> <p>1 同意を得ずに、代行している。</p> <p>1 交流等の機会を確保するよう努めていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
20 利用者に関する市への通知	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>ア 正当な理由なしに指定小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>1 利用者の不適正行為を市に通知しているか。</p>	<p>市条例第108条 (第28条準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(18)準用)</p>	<p>1 不適正行為を通知していない。</p>	<p>C</p>

21 緊急時等の対応	(1) 小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 従業者は緊急時に必要な措置を講じているか。	市条例第99条 解釈通知第3の四の4(12)	1 緊急時に必要な措置を講じていない。 2 緊急時に必要な措置を講じているが不十分。	C B
22 管理者の責務	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び指定小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。  (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に第4の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	1 管理者は、従業者に管理等を一元的に行っているか。  1 管理者は、必要な指揮命令を行っているか。	市条例第108条 (第59条の11第1項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の二の二の3(4)準用)  市条例第108条 (第59条の11第2項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の二の二の3(4)準用)	1 従業者に管理等を一元的に行っていない。  1 必要な指揮命令を行っていない。	C C
23 運営規程	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 オ 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 ク その他運営に関する重要事項 ※「営業日及び営業時間」の営業日は365日と記載すること。また訪問サービスは、24時間と、通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載すること。	1 運営規定を定めているか。  2 運営規程に必要事項が記載されているか。	市条例第100条 解釈通知第3の四の4(13)	1 運営規程を定めていない。 2 運営規程の記載内容が不十分。	C B
24 勤務体制の確保等	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。 また、事業所ごとに原則として、月ごとの勤務表を作成し、小規模多機能型居宅介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。	1 従業者の勤務の体制を適切に定めているか。	市条例第108条 (第59条の13第1項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の二の二の3(6)①準用)	1 従業者の勤務の体制を適切に定めていない。 2 従業者の勤務の体制を定めているが不十分。	C B

	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業員によって指定小規模多機能型居宅介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。(令和6年3月31日まで努力義務)</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。(令和6年3月31日まで努力義務)</p>	<p>1 事業所ごとに、事業所の従業員によってサービスを提供しているか。</p> <p>1 従業者の研修の機会を確保しているか。</p> <p>2 全ての従業者に認知症介護に係る研修を受講させているか。</p>	<p>市条例第108条 (第59条の13第2項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の二の二の3(6)②準用)</p> <p>市条例第108条 (第59条の13第3項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の二の二の3(6)③準用)</p> <p>市条例第108条 (第59条の13第4項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の二の二の3(6)④準用)</p>	<p>1 事業所の従業員によってサービスを提供していない。</p> <p>1 研修の機会を確保していない。</p> <p>2 認知症介護に係る研修を受講させていない。</p> <p>1 ハラスメント防止の方針の明確化等の必要な措置を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
25 定員の遵守	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。なお、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認める場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認める日からあきる野市介護保険事業計画(市町村介護保険事業計画をいう。以下同じ。)の終期まで(市が次期のある野市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認める場合にあっては、次期のある野市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</p>	<p>1 定員を超えてサービス提供を行っていないか。</p> <p>1 市が必要と認めた場合に定員を超えてサービス提供を行っているか。</p>	<p>市条例第101条第1項・第2項 解釈通知第3の四の4(14)①</p> <p>市条例第101条第3項 解釈通知第3の四の4(14)②</p>	<p>1 定員を超えてサービス提供を行っている。</p> <p>1 定員を超えてサービス提供を行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
26 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。(令和6年3月31日まで努力義務)</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。(令和6年3月31日まで努力義務)</p>	<p>1 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>1 従業者に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>市条例第108条 (第32条の2第1項準用) 解釈通知第3の四の4(15)</p> <p>市条例第108条 (第32条の2第2項準用) 解釈通知第3の四の4(15)</p>	<p>1 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていない。</p> <p>1 周知していない。</p> <p>2 研修及び訓練を定期的実施していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

27 非常災害対策	<p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (令和6年3月31日まで努力義務)</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>1 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。</p> <p>1 非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に従業者に周知し、必要な訓練等を行っているか。</p>	<p>市条例第108条 (第32条の2第3項準用) 解釈通知第3の四の4(15)</p> <p>市条例第102条第1項 解釈通知第3の四の4(16)</p>	<p>1 見直しを行っていない。 2 必要に応じて変更を行っていない。</p> <p>1 非常災害に関する具体的計画を立てていない。 2 従業者に周知していない。 3 必要な訓練等を行っていない。</p>	<p>C C C C</p>
28 衛生管理等	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 (令和6年3月31日まで努力義務)</p>	<p>1 訓練の実施に当たり、地域住民との連携に努めているか。</p> <p>1 利用者の使用する施設や設備等について衛生的な管理に努めているか。</p> <p>1 感染症が発生又はまん延しないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例第102条第2項 解釈通知第3の四の4(16)</p> <p>市条例第108条 (第59条の16第1項準用) 解釈通知第3の四の4(17)</p> <p>市条例第108条 (第59条の16第2項準用) 解釈通知第3の四の4(17)</p>	<p>1 地域住民との連携に努めていない。</p> <p>1 衛生的な管理に努めていない。</p> <p>1 感染症が発生又はまん延しないよう、必要な措置を講じていない。</p>	<p>B B C</p>
29 協力医療機関等	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>1 協力医療機関を定めているか。</p> <p>1 協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。</p> <p>1 他の施設等との連携及び支援の体制を整えているか。</p>	<p>市条例第103条第1項 解釈通知第3の四の4(18)①</p> <p>市条例第103条第2項 解釈通知第3の四の4(18)①</p> <p>市条例第103条第3項 解釈通知第3の四の4(18)②</p>	<p>1 協力医療機関を定めていない。</p> <p>1 協力歯科医療機関を定めるよう努めていない。</p> <p>1 他の施設等との連携及び支援の体制を整えていない。</p>	<p>C B C</p>



30 掲示	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>1 事業所の見やすい場所に運営規程の概要等を掲示しているか。</p> <p>1 掲示に代え、運営規程の概要等を記載した書面を自由に閲覧できるようにしているか。</p>	<p>市条例第108条 (第34条第1項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(25)①準用)</p> <p>市条例第108条 (第34条第2項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(25)②準用)</p>	<p>1 運営規程の概要等を掲示していない。</p> <p>1 掲示に代え、運営規程の概要等を記載した書面を自由に閲覧できるようにしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
31 秘密保持等	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>1 従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>1 従業者であったものが秘密を漏らさないために必要な措置を講じているか。</p> <p>1 利用者及びその家族の個人情報を用いる場合に、あらかじめ文書により利用者及び家族から同意を得ているか。</p>	<p>市条例第108条 (第35条第1項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(26)①準用)</p> <p>市条例第108条 (第35条第2項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(26)②準用)</p> <p>市条例第108条 (第35条第3項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(26)③準用)</p>	<p>1 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしている。</p> <p>1 秘密を漏らさないために必要な措置を講じていない。</p> <p>1 利用者及び家族から同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
32 広告	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとはならない。</p>	<p>1 事業所について、広告の内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。</p>	<p>市条例第108条 (第36条準用)</p>	<p>1 広告の内容が虚偽又は誇大なものになっている。</p>	<p>C</p>
33 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>1 従業者等に対し、利用者を紹介する代償に金品等の利益を供与していないか。</p>	<p>市条例第108条 (第37条準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(27)準用)</p>	<p>1 利用者を紹介する代償に金品等の利益を供与している。</p>	<p>C</p>
34 苦情処理	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例第108条 (第38条第1項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(28)①準用)</p>	<p>1 必要な措置を講じていない。</p> <p>2 必要な措置を講じているが不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。また、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容等を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要である。</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告しなければならない。</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>	<p>1 苦情の内容等の記録をしているか。</p> <p>1 市が実施する調査等に協力し、指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>1 改善内容を市に報告しているか。</p> <p>1 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>1 改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>1 市が行う調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>市条例第108条 (第38条第2項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(28)②準用)</p> <p>市条例第108条 (第38条第3項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(28)③準用)</p> <p>市条例第108条 (第38条第4項準用)</p> <p>市条例第108条 (第38条第5項準用)</p> <p>市条例第108条 (第38条第6項準用)</p> <p>市条例第104条 解釈通知第3の四の4(19)</p>	<p>1 記録していない。 2 記録しているが不十分。</p> <p>1 調査等に協力していない。 2 指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。 3 調査等に協力し、指導又は助言に従って必要な改善を行っているが不十分。</p> <p>1 報告していない。 2 報告しているが不十分。</p> <p>1 調査に協力していない。 2 指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。 3 調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善を行っているが不十分。</p> <p>1 改善内容を報告していない。 2 改善内容を報告しているが不十分。</p> <p>1 調査に協力していない。 2 指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p>	<p>C B</p> <p>C C B</p> <p>C B</p> <p>C C B</p> <p>C B</p> <p>C C</p>
35 調査への協力等	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>1 市が行う調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>市条例第104条 解釈通知第3の四の4(19)</p>	<p>1 調査に協力していない。 2 指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p>	<p>C C</p>

36 地域との連携等	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>1 運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上活動状況を報告し、評価を受け、助言等を聞く機会を設けているか。</p>	<p>市条例第108条(第59条の17第1項準用)      解釈通知第3の四の4(23)      (第3の二の二の4(9)①準用)</p>	<p>1 運営推進会議を設置していない。</p>	C
	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>	<p>1 運営推進会議について記録を作成し、公表しているか。</p>	<p>市条例第108条      (第59条の17第2項準用)      解釈通知第3の四の4(23)      (第3の二の二の4(9)②準用)</p>	<p>1 おおむね2月に1回以上活動状況を報告していない。</p> <p>2 評価を受け、助言等を聞く機会を設けていない。</p>	C
		<p>1 記録を作成していない。</p>	<p>市条例第108条      (第59条の17第3項準用)      解釈通知第3の四の4(23)      (第3の二の二の4(9)③準用)</p>	<p>1 公表していない。</p>	C
	<p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p>	<p>1 地域住民や地域との交流を図っているか。</p>	<p>市条例第108条      (第59条の17第3項準用)      解釈通知第3の四の4(23)      (第3の二の二の4(9)③準用)</p>	<p>2 記録を作成し、公表してることが不十分。</p>	B
	<p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>1 利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業等に協力するよう努めているか。</p>	<p>市条例第108条(第59条の17第4項準用)      解釈通知第3の四の4(23)      (第3の二の二の4(9)④準用)</p>	<p>1 交流を図っていない。</p>	C
	<p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>1 利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業等に協力するよう努めているか。</p>	<p>市条例第108条      (第59条の17第5項準用)      解釈通知第3の四の4(23)      (第3の二の二の4(9)⑤準用)</p>	<p>1 相談及び援助を行う事業等に協力するよう努めていない。</p>	B
37 居住機能を担う併設施設等への入居	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が「1. 従業者の員数等」(5)に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>1 同一の建物以外の利用者でもサービスの提供をするよう努めているか。</p>	<p>市条例第106条      解釈通知第3の四の4(20)</p>	<p>1 サービスの提供をするように努めていない。</p>	B
38 事故発生時の対応	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 他施設等への入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>市条例第108条(第40条第1項準用)      解釈通知第3の四の4(23)      (第3の一の4(30)準用)</p>	<p>1 事故発生時に連絡を行っていない。</p> <p>2 必要な措置を講じていない。</p>	C
		<p>1 事故発生時に市、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じているか。</p>		<p>2 必要な措置を講じていない。</p>	C

	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	1 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	市条例第108条 (第40条第2項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(30)準用)	1 記録していない。	C
	(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 賠償すべき事故の発生時に損害賠償を速やかに行っているか。	市条例第108条 (第40条第3項準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(30)準用)	1 損害賠償を速やかに行っていない。	C
39 虐待の防止	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。 エ アからウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (令和6年3月31日まで努力義務)	1 虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じているか。	市条例第108条 (第40条の2準用)  解釈通知第3の四の4(21)	1 虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じていない。 2 虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じているが不十分。	C B
40 会計の区分	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	1 経理を区分し、事業の会計を区分をしているか。	市条例第108条 (第41条準用) 解釈通知第3の四の4(23) (第3の一の4(32)準用)	1 経理を区分し、事業の会計を区分していない。	C
41 記録の整備	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	市条例第107条第1項	1 諸記録を整備していない。 2 諸記録を整備しているが不十分。	C B
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ア 居宅サービス計画 イ 小規模多機能型居宅介護計画 ウ 「9_サービスの提供の記録」に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 エ 「13_指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針」に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 オ 「20_利用者に関する市への通知」に規定する市への通知に係る記録 カ 「34_苦情処理」に規定する苦情の内容等の記録 キ 「38_事故発生時の対応」に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ク 「36_地域との連携等」に規定する運営推進会議から出された報告、評価、要望、助言等の記録	1 利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、5年間保存しているか。	市条例第107条第2項 解釈通知第3の四の4(22)	1 記録を整備していない。 2 5年間保存していない。 3 記録を整備し、5年間保存しているが不十分。	C C B

第5 変更の届出等		1 事業所の名称等に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)の事業を再開したときは、10日以内に、市長に届け出ているか。	法第78条の5第1項 法施行規則第131条第1項、第2項	1 10日以内に、市長に届け出ていない。	C
1 変更の届出等	<p>(1) 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	1 事業を廃止、又は休止しようとするときは、1月前までに市長に届け出ているか。	法第78条の5第2項 法施行規則第131条第3項	1 1月前までに市長に届け出ていない。	C
第6 介護給付費の算定及び取扱い		1 適正に算定しているか。	法第42条の2第2項第3号報酬告示の一	1 算定が不適正である。	C
1 基本的事項	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業に要する費用の額は、平成18年厚労省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定するものとする。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業に要する費用の額は、平成27年厚労省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に定める1単位の単価に、(1)の別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>	1 適正に算定しているか。	報酬告示の二	1 算定が不適正である。	C
2 小規模多機能型居宅介護費の取扱い	<p>(1) 小規模多機能型居宅介護費について、同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者を除く。)について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数が定員超過の場合又は従業者の員数が人員基準欠如の場合は、所定単位数を減算する。</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護費について、同一建物に居住する者に対して行う場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)を指す同一建物に居住する登録者に対して、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数が定員超過の場合又は従業者の員数が人員基準欠如の場合は、所定単位数を減算する。</p>	1 適正に算定しているか。	報酬告示別表4注1 留意事項第2の5(1)① 平12年厚労告27七	1 算定が不適正である。	C
		1 適正に算定しているか。	報酬告示別表4注2 留意事項第2の5(1)② 平12年厚労告27七	1 算定が不適正である。	C

	<p>(3) 短期利用居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数が定員超過の場合又は従業者の員数が人員基準欠如の場合は、所定単位数を減算する。 ※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。 次のいずれにも適合すること。 ア 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。 イ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めること。 ウ 「1.従業者の員数等」に定める従業者の員数を置いていること。 エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が(4)を算定していないこと。</p> <p>(4) 小規模多機能型居宅介護費については、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者(短期利用居宅介護費を算定する者を除く。)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。 ※「1人当たり平均回数」は、暦月ごとに次のアからウまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定する。 ア 通いサービス 1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあつては、複数回の算定を可能とする。 イ 訪問サービス 1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。 ウ 宿泊サービス 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれ1回とし、計2回として算定すること。</p> <p>(5) 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。</p> <p>(6) 登録者が一の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届出を行い、サービス提供を行っているか。</p> <p>2 利用者の状態等から介護支援専門員が緊急で利用することが必要であると認めた場合であって、他の登録者に対するサービスの提供は適切であるか。</p> <p>3 利用の開始に当たって、7日以内の利用期間を定めているか。</p> <p>1 算定月におけるサービス提供回数について1人あたりの平均回数が週4回を満たさない場合、減算しているか。</p> <p>1 登録者が他サービス等を受けている間に、小規模多機能型居宅介護費を算定していないか。</p> <p>1 登録者がサービス提供を受けている事業所以外でサービス提供を受けた場合、算定していないか。</p>	<p>報酬告示別表4注3 留意事項第2の5(1)③ 平12年厚労告27第七 平27年厚労告95号五十四</p> <p>報酬告示別表4注4 留意事項第2の5(3)</p> <p>報酬告示別表4注5</p> <p>報酬告示別表4注6</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。</p> <p>2 市長に届け出していない。</p> <p>3 他の登録者に対するサービスの提供は適切であるか。</p> <p>4 7日以内の利用期間を定めていない。</p> <p>1 算定月におけるサービス提供回数について1人あたりの平均回数が週4回を満たさない場合、減算していない。</p> <p>1 登録者が他サービス等を受けている間に、小規模多機能型居宅介護費を算定している。</p> <p>1 登録者がサービス提供を受けている事業所以外でサービス提供を受けた場合、算定している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	--	--	--	---

	<p>(7) 小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の小規模多機能型居宅介護従業者が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>(8) 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の小規模多機能型居宅介護従業者が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、小規模多機能型居宅介護費については1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>(9) 小規模多機能型居宅介護費については、指定小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>3 初期加算 (1) 小規模多機能型居宅介護費については、指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。</p> <p>4 認知症加算 (1) 小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。</p> <p>※厚生労働大臣が定める登録者は次のとおりである。 ア 認知症加算(Ⅰ) 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 イ 認知症加算(Ⅱ) 要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者</p> <p>4の2 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (1) 短期利用居宅介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所等の従業者がサービス提供を行っているか。</p> <p>1 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所等の従業者がサービス提供を行っているか。</p> <p>1 厚生労働大臣が定める地域に居住する登録者について通常の実施地域を越えて、サービス提供を行っているか。</p> <p>1 指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日を超えて加算していないか。</p> <p>1 厚生労働大臣が定める登録者に対してサービス提供を行っているか。</p> <p>1 医師が緊急のサービス利用が妥当と判断した者に対してサービス提供を行っているか。</p>	<p>報酬告示別表4注7 留意事項第2の5(4) 厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)</p> <p>報酬告示別表4注8 留意事項第2の5(5) 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)</p> <p>報酬告示別表4注9 留意事項第2の5(6) 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)</p> <p>報酬告示別表4ハ注</p> <p>報酬告示別表4ニ注 留意事項第2の5(7) 平27年厚劳告94号三十八</p> <p>報酬告示別表4ホ注 留意事項第2の5(8)</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所等の従業者がサービス提供を行っていない。</p> <p>1 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所等の従業者がサービス提供を行っていない。</p> <p>1 厚生労働大臣が定める地域に居住する登録者について通常の実施地域を越えて、サービス提供を行っていない。</p> <p>1 指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日を超えて加算している。</p> <p>1 厚生労働大臣が定める登録者に対してサービス提供を行っていない。</p> <p>1 医師が緊急のサービス利用が妥当と判断した者に対してサービス提供を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	---	---

5 若年性認知症利用者受入加算	<p>(1) 小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。 受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。</p>	1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出を行い、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行っているか。	報酬告示別表4へ注留意事項第2の5(9)平27年厚労告95号十八	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。</p> <p>2 市長に届け出していない。</p> <p>3 若年性認知症利用者に対してサービス提供を行っていない。</p>	C C C
6 看護職員配置加算	<p>(1) 小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、いずれかの看護職員配置加算を算定している場合においては、その他の看護職員配置加算は算定しない。</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおりである。 ア 看護職員配置加算(Ⅰ) (ア) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置していること。 (イ) 定員超過利用・人員欠如基準に該当していないこと。 イ 看護職員配置加算(Ⅱ) (ア) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置していること。 (イ) 定員超過利用・人員欠如基準に該当していないこと。 ウ 看護職員配置加算(Ⅲ) (ア) 看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。 (イ) 定員超過利用・人員欠如基準に該当していないこと。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届出を行っているか。</p> <p>2 看護師等を必要な数以上配置しているか。</p> <p>3 定員超過又は人員基準欠如に該当していないか。</p>	報酬告示別表4ト注平27年厚労告96号二十九	<p>1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合していない。</p> <p>2 市長に届け出していない。</p> <p>3 看護師等を必要な数以上配置していない。</p> <p>4 定員超過又は人員基準欠如に該当している。</p>	C C C C



<p>7 看取り連携体制加算</p>	<p>(1) 小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1日につき所定単位数を死亡月に加算する。ただし、この場合において、看護職員配置加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>※1 厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおりである。  ア 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。  イ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>※2 厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。  次に掲げるいずれの基準にも適合する利用者  ア 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。  イ 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。)であること。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届出を行い、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して看取り期におけるサービス提供を行っているか。</p> <p>2 看護師により24時間連絡できる体制を確保しているか。</p> <p>3 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者等に対して内容を説明し、同意を得ているか。</p> <p>4 医師が回復の見込みがないと判断した者であるか。</p> <p>5 登録者の状態等に応じて介護職員等から登録者に関する記録を活用し、行われるサービスについての説明を受け、同意しサービスを受けている者であるか。</p>	<p>報酬告示別表4チ注 留意事項第2の5(10) 平27年厚労告96号三十九 平27年厚労告94号三十九</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合していない。</p> <p>2 市長に届け出していない。</p> <p>3 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して看取り期におけるサービス提供を行っていない。</p> <p>4 看護師により24時間連絡できる体制を確保していない。</p> <p>5 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者等に対して内容を説明し、同意を得ていない。</p> <p>6 医師が回復の見込みがないと判断した者でない。</p> <p>7 登録者の状態等に応じて介護職員等から登録者に関する記録を活用し、行われるサービスについての説明を受け、同意しサービスを受けている者でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>8 訪問体制強化加算</p>	<p>(1) 小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ア 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していること。  イ 算定日が属する月における提供回数について、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって都道府県知事の登録を受けたものに限る。)を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費の同一の建物に居住する者以外の者に対して行う場合を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、同一の建物に居住する者以外の者に対して行う場合を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出を行い、サービスの提供体制を強化しているか。</p> <p>2 訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置しているか。</p> <p>3 月における延べ訪問回数が200回以上であるか。</p>	<p>報酬告示別表4リ注 留意事項第2の5(11) 平27年厚労告95号五十五</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。</p> <p>2 市長に届け出していない。</p> <p>3 訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していない。</p> <p>4 月における延べ訪問回数が200回未満である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

9 総合マネジメント体制強化加算	<p>(1) 小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、指定小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。 イ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出を行い、サービスの質を継続的に管理しているか。 2 利用者の心身の状況等に応じて、随時複数の職種で共同して、小規模多機能型居宅介護計画を見直しているか。 3 日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事等に参加しているか。</p>	報酬告示別表4又注留意事項第2の5(12)平27年厚労告95号五十六	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。 2 市長に届け出していない。 3 利用者の心身の状況等に応じて、随時複数の職種で共同して、小規模多機能型居宅介護計画を見直していない。 4 日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事等に参加していない。</p>	C C C C
10 生活機能向上連携加算	<p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>1 介護支援専門員が医師等の助言に基づき、小規模多機能型居宅介護計画を作成し、サービス提供を行っているか。  1 医師等が利用者の居宅を訪問する際に介護支援員が同行し、利用者の評価を共同で行い、小規模多機能型居宅介護計画を作成し、サービス提供を行っているか。</p>	報酬告示別表4ル注1留意事項第2の5(14)  報酬告示別表4ル注2留意事項第2の5(14)	<p>1 介護支援専門員が医師等の助言に基づき、小規模多機能型居宅介護計画を作成し、サービス提供を行っていない。  1 医師等が利用者の居宅を訪問する際に介護支援員が同行し、利用者の評価を共同で行い、小規模多機能型居宅介護計画を作成し、サービス提供を行っていない。</p>	C  C

11 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>(1) 小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。</p> <p>ア 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合には、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>ウ 登録者の数が定員超過の場合又は従業者の員数が人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合する従業者が、利用者の口腔の健康状態、栄養状態のスクリーニングを行っているか。</p> <p>2 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供しているか。</p> <p>3 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供しているか。</p> <p>4 定員超過又は人員基準欠如に該当していないか。</p>	<p>報酬告示別表4ワ注 留意事項第2の5(13) 平27年厚労告95号四十二の六 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(老認発0316第3号老老発0316第2号令和3年3月16日)</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合する従業者が、利用者の口腔の健康状態、栄養状態のスクリーニングを行っていない。</p> <p>2 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供していない。</p> <p>3 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供していない。</p> <p>4 定員超過又は人員基準欠如に該当している。</p>	C
12 科学的介護推進体制加算	<p>(1) 小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数に加算する。</p> <p>ア 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>イ 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、アに規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>	<p>1 基準に適合しているものとして市長に届出を行い、利用者に対してサービス提供を行っているか。</p> <p>2 利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出しているか。</p> <p>3 提出した情報等を活用しているか。</p>	<p>報酬告示別表4ワ注 留意事項第2の5(15)</p>	<p>1 基準に適合していない。</p> <p>2 市長に届出を行っていない。</p> <p>3 利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出していない。</p> <p>4 提出した情報等を活用していない。</p>	C

<p>13 サービス提供体制強化加算</p>	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、小規模多機能型居宅介護費は1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、当該基準に従い、所定単位数を加算する。ただし、サービス提供体制強化加算のいずれかを算定している場合においては、その他のサービス提供体制強化加算は算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。</p> <p>ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(イ) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。</p> <p>(ウ) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>(エ) 定員超過利用・人員欠如に該当していないこと。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>(イ) ア-(ア)、(ウ)及び(エ)に該当するものであること。</p> <p>ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100の30以上であること。</p> <p>(イ) ア-(ア)、(ウ)及び(エ)に該当するものであること。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出を行い、登録者に対し、サービス提供を行っているか。</p> <p>2 従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施しているか。</p> <p>3 従業者の技術指導等を目的とした会議を定期的に開催しているか。</p> <p>4 従業者の総数のうち、介護福祉士等の割合は適正か。</p> <p>5 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。</p>	<p>報酬告示別表4カ注平27年厚労告95号五十七留意事項第2の5(16)</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。</p> <p>2 市長に届け出していない。</p> <p>3 従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施していない。</p> <p>4 従業者の技術指導等を目的とした会議を定期的に開催していない。</p> <p>5 従業者の総数のうち、介護福祉士等の割合が適正ではない。</p> <p>6 定員超過利用・人員基準欠如に該当している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>14 介護職員処遇改善加算</p>	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおりである。</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 「2_小規模多機能型居宅介護費の取扱い」から「13_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の102に相当する数</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 「2_小規模多機能型居宅介護費の取扱い」から「13_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の74に相当する数</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 「2_小規模多機能型居宅介護費の取扱い」から「13_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の41に相当する数</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業者が、利用者に対してサービス提供を行っているか。</p>	<p>報酬告示別表4ロ注平27年厚労告95号五十八留意事項第2の5(17)</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。</p> <p>2 市長に届け出していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>(ア) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(イ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>(ア) ①から⑥まで、⑦(一)から(四)まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ウ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p>			
--	--	--	--	--

<p>15 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)「2.小規模多機能型居宅介護費の取扱い」から「13.サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)「2.小規模多機能型居宅介護費の取扱い」から「13.サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>(ア) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の小規模多機能型居宅介護費の注4の入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。</p> <p>⑥ 小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>⑦ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>⑧ ⑦の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(イ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (ア)①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業者が、利用者に対してサービス提供を行っているか。</p>	<p>報酬告示別表4タ注 平27年厚労告95号五十八の 二 留意事項第2の5(18)</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。 C</p> <p>2 市長に届け出ている。 C</p>
-------------------------	---	--	--	--

<p>16 介護職員等 ベースアップ等支 援加算</p>	<p>(1)別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、「2.小規模多機能型居宅介護費の取扱い」から「13.サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 ウ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 オ 小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 カ イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業者が、利用者に対してサービス提供を行っているか。</p>	<p>報酬告示別表4レ注 平27年厚労告95号五十八の 三 留意事項第2の5(19)</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。 2 市長に届け出していない。 3 利用者に対してサービス提供を行っていない。</p>	<p>C C C</p>
--------------------------------------	---	--	--	---	----------------------